

平成29年度川島町水防計画における主な修正事項

平成29年4月28日

総務課

1 国管理河川の基準水位の修正 (P16・21)

荒川上流河川事務所により基準水位の見直しが行われた。荒川では熊谷と治水橋、入間川では小ヶ谷、高麗川では坂戸、小畔川では八幡橋の避難判断水位と氾濫危険水位を修正した。

河川名	観測所名	避難判断水位		氾濫危険水位		氾濫危険水位設定箇所	
		修正前 (H28)	修正後 (H29)	修正前 (H28)	修正後 (H29)	修正前 (H28)	修正後 (H29)
荒川	治水橋	12.00	12.1	12.40	12.60	左岸 39.22k	左岸 37.19k
	熊谷	5.30	5.00	5.90	5.50	左岸 53.53k	右岸 53.20k
入間川	小ヶ谷	3.70	3.10	3.90	3.50	右岸 10.00k	右岸 10.20k
高麗川	坂戸	3.20	2.40	3.50	3.00	右岸 0.00k	左岸 3.00k
小畔川	八幡橋	4.30	3.60	4.50	4.20	左右岸 6.01k	左岸 2.80k

※氾濫危険水位設定箇所が変更となったことによる水位の修正。昨年度まで氾濫危険水位設定箇所となっていた地点が工事等により改善されたことにより、次に危険と判断されている地点に氾濫危険水位設定箇所が設定されることとなる。

2. 水位計の欠測時の対応を追加 (P25)

水位計の欠測等により水位の通報及び公表できない場合の対応等についての記載を追加。(平成28年度版水防計画作成の手引きの改訂に基づく修正)

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(5) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

3. 締結協定の追加 (P47～49)

平成28年度中に締結をした災害協定をP47～49の「協定締結先一覧」に追加。また平成29年度に入って締結をした協定についても追加をしております。追加となった災害協定は下記の表のとおり。

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定	埼玉中央農業協同組合	平成28年 11月15日	救援物資及び調達物資等の受入れ場所の提供、人的応援、資機材の提供、物資輸送
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成28年 11月15日	被災者等からの相続・不動産登記等の相談への支援
災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定	一般社団法人埼玉県LPガス協会東松山支部	平成29年 2月17日	災害発生時のLPガスの優先的供給
災害時における家屋被害認定に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	平成29年 2月17日	災害発生時の埼玉土地家屋調査士会の会員の派遣
災害発生時における川島町と郵便局の協力に関する協定	川島郵便局 川島三保谷郵便局	平成29年 3月17日	災害発生時における、郵便局の郵便、貯金、保険等のサービスや構築しているネットワークを活用した協力
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	グローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社	平成29年 4月17日	洪水発生時の一時避難所としての施設利用

4. タイムラインの掲載 (巻末1)

下記表のとおり、水防警報の対象となる河川の基準水位観測所ごとのタイムラインを策定し、巻末資料として掲載をした。

番号	河川名	管 理	観 測 所 名
巻末1①	荒 川	荒川上流河川事務所	治 水 橋
巻末1②			熊 谷
巻末1③	入 間 川	荒川上流河川事務所	菅 間
巻末1④			小 ケ 谷
巻末1⑤	越 辺 川	荒川上流河川事務所	入 西
巻末1⑥	都 幾 川	荒川上流河川事務所	野 本
巻末1⑦	市 野 川	東松山県土整備事務所	慈 雲 寺 橋